

高松市病院局企業職員就業規則及び高松市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

高松市病院局管理規程第 1 4 号

高松市病院局企業職員就業規則及び高松市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(高松市病院局企業職員就業規則の一部改正)

第 1 条 高松市病院局企業職員就業規則（平成 2 3 年高松市病院局管理規程第 1 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(特別休暇等) 第 3 5 条 略 (1) ～ (4) 略 (5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として官公署等に出頭する場合 その都度必要と認める時間又は日 (6) ～ (18) 略 2 略	(特別休暇等) 第 3 5 条 職員が次の各号のいずれかに該当する理由により勤務することができない場合には、特別休暇を与えることができる。 (1) ～ (4) 略 (5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭する場合 その都度必要と認める時間又は日 (6) ～ (18) 略 2 略

(介護時間)

第45条の2 略

2・3 略

4 第29条の規定による育児時間の承認、次条第2項第1号に掲げる時間の範囲内で請求する子育て部分休暇（次条において「第1号子育て部分休暇」という。）の承認、同項第2号に掲げる時間の範囲内で請求する子育て部分休暇（次条において「第2号子育て部分休暇」という。）の承認、育児休業法第19条第2項第1号に掲げる時間の範囲内で請求する第47条第2項の規定による部分休業（次条において「第1号部分休業」という。）の承認又は育児休業法第19条第2項第2号に掲げる時間の範囲内で請求する第47条第3項の規定による部分休業（次条において「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第45条の3 略

2 略

3 第1号子育て部分休暇の単位は、15分とする。

4 第2号子育て部分休暇の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

(介護時間)

第45条の2 略

2・3 略

4 次条第2項第1号の規定による子育て部分休暇又は第47条第2項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該子育て部分休暇又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第45条の3 略

2 略

3 前項第1号の規定による子育て部分休暇の単位は、15分とする。

4 第2項第2号の規定による子育て部分休暇の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

(1) 略 (2) <u>第2号子育て部分休暇</u>の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認を受けるとき 当該残時間数 5 第29条の規定による<u>育児時間の承認</u>、前条第1項の規定による<u>介護時間の承認</u>、<u>第1号部分休業の承認又は第2号部分休業の承認</u>を受けて勤務しない時間がある日の<u>第1号子育て部分休暇</u>は、1日につき2時間から<u>これらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> 6 <u>第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある年の第2号子育て部分休暇は、1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）から当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u>	(1) 略 (2) <u>第2項第2号の規定による子育て部分休暇</u>の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認を受けるとき 当該残時間数 5 第29条の規定による<u>育児時間</u>、前条第1項の規定による<u>介護時間又は育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この項において「第1号部分休業」という。）の承認</u>を受けて勤務しない時間がある日の<u>第2項第1号の規定による子育て部分休暇</u>は、1日につき2時間から<u>当該育児時間、介護時間又は第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> [新設]
--	--

（高松市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 高松市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年高松市病院局管理規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前

(特別休暇) 第 1 7 条 略 (1)～(4) 略 (5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として官公署等に出頭する場合 その都度必要と認める時間又は日 (6)～(14) 略 2 略	(特別休暇) 第 1 7 条 管理者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する理由により勤務することができない場合には、特別休暇を与えることができる。 (1)～(4) 略 (5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭する場合 その都度必要と認める時間又は日 (6)～(14) 略 2 略
---	--

附 則

この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中高松市病院局企業職員就業規則第 3 5 条の改正規定及び第 2 条の規定は、公布の日から施行する。